

大法院

判決

事件 2010ダ95390 特許権侵害禁止および損害賠償(キ)
原告, 上告人 LG電子株式会社
訴訟代理人 弁護士 李・スワン他2人
被告, 被上告人 株式会社大宇エレクトロニクス
訴訟代理人 弁護士 李・イムス他3人
原審判決 ソウル高等法院2010. 9. 29. 宣告2009ナ112741判決
判決宣告 2012. 1. 19.

主文

原審判決を破棄して、事件をソウル高等法院に差し戻す。

理由

上告理由(上告理由書の提出期間経過後に提出された上告理由補充書の記載は、上告理由を補充する範囲内においてのみ採用する。)を判断する。

1. この事件第1特許発明の特許請求範囲第31項に関する上告理由について

イ. 特許法は、特許が一定の理由に該当する場合に別途用意した特許の無効審判手続きを経て無効にすることができるよう規定しているため、特許が一旦登録された以上、たとえ進歩性がなく、無効理由が存在する場合であっても、このような審判により無効にするという審決が確定しない限り、対世的に無効となるものではない。

ところで、特許法は、第1条で発明を保護・奨励しその利用を図ることによって技術の発展を促進し、産業発展に寄与することを目的として規定し、発明者だけでなくその利用者の利益も合わせて保護し、究極的に産業発展に寄与することを立法目的とする一方、第29条第2項で発明の属する技術分野において通常の知識を有する者(以下、「当業者」という。)が特許出願前に公示された先行技術によって容易に得られる発明に対しては特許を受けられないと規定することにより、社会の技術発展に寄与することができない進歩性のない発明については、誰でも自由に利用できる、いわゆる公共領域に置いている。すなわち、進歩性がなく、本来公衆に開放されなければならない技術について誤って特許登録がなされている場合にも特別な制限なくその技術を当該特許権者に独占させた場合は、公共の利益を不当に損なうだけでなく、上述のような特許法の立法目的にも真つ

この翻訳は、ジェトロソウル事務所による仮訳です。詳細は、原文を当たってください。

向から相反するものである。また、特許権も私的財産権の一つである以上、その特許発明の実質的価値に応じて正義と公平の理念に沿うように行使されなければならないが、進歩性がなく保護する価値のない発明に対し形式的に特許登録がなされていることを理由に、その発明を実施する者に対し侵害禁止または損害賠償などの請求をすることができるよう容認することは、特許権者に不当な利益を与え、その発明を実施する者には不合理な苦痛や損害を与えるだけであって、実質的な正義と当事者間の公平性にも反するものである。

このような点等に照らし合わせてみると、特許発明に対する無効審決が確定する前であっても、特許発明の進歩性が否定され、その特許が特許無効審判によって無効になることが明白な場合には、その特許権に基づいた侵害禁止又は損害賠償等の請求は、特別な事情がない限り権利濫用に該当し、許容されないものと見なければならず、特許権侵害訴訟を担当する法院としても、特許権者のそのような請求が権利濫用に当たる旨の抗弁がある場合、その主張を判断するための前提として特許発明の進歩性の有無に対し審理・判断をすることができるものとすべきである。

これに対して、新規性はあるが進歩性のない場合にまで、法院が特許権又は実用新案権の侵害訴訟において当該権利範囲を否定することはできないと判示した大法院1992. 6. 2. チャ91マ540決定及び大法院2001. 3. 23. 宣告98ダ7209判決は、この判決の見解に相反する範囲において、これを変更することにする。

ロ. 上の法理にしたがって、名称を「ドラム洗濯機の駆動部構造」とするこの事件第1特許発明(特許登録番号第457429号)中、特許請求範囲第31項(以下、「この事件の第31項発明」という。)の進歩性が否定され、その特許が無効になることが明白であり、当該発明の特許権に基づいた原告のこの事件における特許侵害禁止、特許侵害製品の廃棄及び損害賠償請求が権利濫用に該当するか否かについて、記録に照らし合わせて調べてみることにする。

まず、この事件の第31項発明の構成中、キャビネットの内側に設置されるプラスチック材質のタブ、タブの内側に設置されるドラム、ステーターとその外周面を囲むように形成されたローターで作られたモーター、ローターの中心部とドラムに軸に連結してモーターの駆動力をドラムに伝達するシャフト、シャフトを支持するためのベアリング、ベアリングを支持するために中央部が円筒形に形成された金属材質のベアリングハウジング、タブ後壁部に固定されたサポーターの構成は、原審判示の先行技術1にそのまま開示されているものである。そして、この事件の第31項発明の構成中、「ベアリングハウジングがタブ後壁部にインサート射出された構成」は、当業者が間接駆動式ドラム洗濯機に関して、そのような構成がそのまま開示されている原審判示の先行技術2からこれを採用して、この事件の第31項の発明と同じモーター直結式ドラム洗濯機に適用して構成することに特別な技術的困難や結合の困難性はないものと見られる。

次に、この事件の第31項発明中、「ベアリングハウジングの後段部の一部がタブ後壁

部から突出し、タブ後壁部で囲まれておらず、外部に露出されており、露出したベアリングハウジングの後段部外周面にサポーターの後段部が密着するようにする構成」(以下、「サポーター・ベアリングハウジング密着構成」という。)について検討するに、この構成は、シャフトを短くして同心度を維持するためにタブ後壁部の一部を除去した場合、タブ後壁部にインサート射出成形したベアリングハウジングの後段部がタブ後壁部外部に露出し振動が発生するため、タブ後壁部に固定されたサポーターの後段部を露出したベアリングハウジングの後段部外周面に密着するようにすることによって、ベアリングハウジングの後段部の振動を減少させる作用効果を持つ構成である。

この事件の第31項発明の特許出願前に公示されている事項として、サポーター・ベアリングハウジング密着構成に対応するものとみることができる構成については、原審判示の先行技術3に開示されている「サポーターがベアリングハウジングに密着している構成」があるが、この構成では、サポーターがタブ後壁部ではなくベアリングハウジング自体にネジで結合している関係上、ベアリングハウジングと共に一体で振動することとなるため、ベアリングハウジングの振動を減少させる作用効果が発生しないことから、サポーター・ベアリングハウジング密着構成と同じ技術思想は、全く開示又は示唆されていない。よって、サポーター・ベアリングハウジングの密着構成は、当業者が先行技術3から容易に導き出すことはできないものであり、その他記録によっても当業者がこれを容易に導出できるとすることができないほどの先行技術は、示されていない。

してみれば、この事件の第31項発明は、その各々の構成が有機的に結合された全体のものとしてみた場合、先行技術1, 2, 3に比べて構成の困難性及び効果の顕著性が認められるため、これらの先行技術によって進歩性が否定され、その特許が無効になることが明白であるということとはできない。よって、この事件の第31項発明の特許権に基づいた原告の請求は、権利濫用に当たらない。

ハ. しかるに、原審は、先行技術1, 2, 3によって、この事件の第31項発明の進歩性が否定され、その特許が無効になることが明白であるとし、これに基づいた原告のこの事件の請求は、権利濫用に該当し許容されないものであると判断しており、このような原審判決は、進歩性に関する法理を誤解し、判決に影響を及ぼした違法がある。この点を指摘する上告理由の主張は、理由がある。

2. この事件の第1特許発明の特許請求範囲第5項、第28項及びこの事件の第2特許発明の特許請求範囲第1項、第2項に関する上告理由について

原審判決の理由によれば、原審は、この事件の第1特許発明の特許請求範囲第5項、第28項及び名称を「洗濯機の駆動部支持構造」とするこの事件の第2特許発明(特許登録番号434303号)の特許請求範囲第1項、第2項は、すべて先行技術1, 2等によって進歩性が否定され、その特許が無効になることが明白であるとし、このような特許権に基づいた原告のこの事件の特許侵害禁止、特許侵害製品の廃棄及び損害賠償請求は、権利濫用に該当し許容されないものと判断した。

この翻訳は、ジェトロソウル事務所による仮訳です。詳細は、原文を当たってください。

しかし、記録によれば、原告の訂正審判請求により、原審判決宣告以後の2011. 7. 21、上述各発明の請求範囲を訂正する審決がなされ、その頃において確定したものと理解されるため、この事件の第1特許発明の特許請求範囲第5項、第28項に関しては、旧特許法(2001. 2. 3法律第6411号で改正される前のもの)第136条第9項により、この事件の第2特許発明の特許請求範囲第1項、第2項に関しては、特許法第136条第8項により、上述のように訂正された後の明細書によって特許出願および特許権の設定登録がなされたものとみななければならない。

よって、訂正前の上記の各発明を対象にして、原告のこの事件の請求を審理・判断した原審判決には、民事訴訟法第451条第1項第8号に規定された再審事由があり、結果的に判決に影響を及ぼした法令違反の違法があるに至ることとなった。

3. 結論

選択的に併合された複数の請求を全て棄却した控訴審判決に対し原告が上告した場合、上告法院が選択的請求のうち一部でもそれに関する上告の理由があると認める場合には、原審判決を全部破棄しなければならないため(大法院1993. 12. 21. 宣告92ダ46226全員合議体判決参照)、選択的に併合された複数のこの事件の請求をすべて棄却した原審判決を全部破棄し、事件を再審理・判断するために原審法院に差戻すこととし、関与した法官の一致した意見として主文のとおり判決する。

裁判長	大法院長	ヤン・スンテ
	大法官	パク・イルファン
	大法官	キム・ヌンファン
	大法官	チョン・スアン
	大法官	アン・テヒ
	大法官	ヤン・チャンス
	大法官	シン・ヨン Chol
	大法官	ミン・イルヨン
	大法官	李・インボク
主審	大法官	李・サンフン
	大法官	パク・ビョンデ

*大法院長とは最高裁判所長官、大法官とは最高裁判事のこと。